

仮想通貨に関する説明書面

TaoTao 株式会社（以下「当社」という。）は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第16条及び第17条に基づき、以下のとおり本説明書面を開示します。

（仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認防止：第16条に基づく説明）

当社が扱っている仮想通貨（ビットコイン、ビットコインキャッシュ、イーサリアム、ライトコイン、リップル、ビットコインキャッシュ）は、本邦通貨（円）又は外国通貨（米ドル、ユーロ等）ではありません。

また、当該仮想通貨は、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

（利用者に対する情報の提供：第17条関係に基づく説明）

1. 当社の商号及び住所

商号：TaoTao 株式会社

住所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目1-9 銀泉新橋第2ビル 5階

2. 仮想通貨交換業者である旨及びその登録番号

当社は、仮想通貨交換業者です。

登録番号：関東財務局長第00011号

3. 取引の内容

① 仮想通貨の販売所（現物取引）

対象通貨：ビットコイン、イーサリアム

当社の利用者間において行う仮想通貨の現物の売買取引。

② 仮想通貨の販売所（証拠金取引）

対象通貨：ビットコイン、イーサリアム、ライトコイン、リップル、ビットコインキャッシュ

当社の利用者間において行う仮想通貨の証拠金預託による差金決済の売買取引。

③ ①②に関する利用者の金銭及び仮想通貨の管理

4. 取り扱う仮想通貨の概要

(1)BTC：ビットコイン（Bitcoin）

・仮想通貨の発行方法

発行者は存在せず、プログラムにより自動的に発行。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算及び価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行。

- ・取引の認証方法
台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定。
- ・財産的価値の記録
パブリック型ブロックチェーン上に電子データとして記録。
- ・法的性格
資金決済に関する法律第2条第5項第1号に定める仮想通貨
- ・売買市場の有無
存在する（国内外の取引所で扱われている）。
- ・総発行量
17,569,400 BTC（2019年3月4日現在）
- ・時価総額
67,916,329,606 米ドル（7,583,848,448,257 円）（2019年3月4日現在）
- ・発行可能上限
20,999,999.9769 BTC（2019年3月4日現在）
- ・一単位当たりの価値
変動する。1BTC 当たり 3,865.60 米ドル（431,651 円）（2019年3月4日現在）

(2) ETH：イーサリアム（Ethereum）

- ・仮想通貨の発行方法
発行者は存在せず、プログラムにより自動的に発行。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算及び価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行。
- ・取引の認証方法
台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定。
- ・財産的価値の記録
パブリック型ブロックチェーン上に電子データとして記録。
- ・法的性格
資金決済に関する法律第2条第5項第1号に定める仮想通貨。
- ・売買市場の有無
存在する（国内外の取引所で扱われている）。
- ・総発行量
105,110,130 ETH（2019年3月4日現在）
- ・時価総額
13,860,348,536 米ドル（1,552,686,876,093 円）（2019年3月4日現在）

- ・発行可能上限
未定 (2019年3月4日現在)
- ・一単元当たりの価値
変動する。1ETH 当たり 131.87 米ドル (14,772 円) (2019年3月4日現在)

(3)LTC : ライトコイン(Lite Coin)

- ・仮想通貨の発行方法
発行者は存在せず、プログラムにより自動的に発行される。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算及び価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行。
- ・取引の認証方法
台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定。
- ・財産的価値の記録
パブリック型ブロックチェーン上に電子データとして記録。
- ・法的性格
資金決済に関する法律第2条第5項第1号に定める仮想通貨。
- ・売買市場の有無
存在する (国内外の取引所で扱われている)。
- ・総発行量
60,720,736 LTC (2019年3月4日現在)
- ・時価総額
2,943,226,269 米ドル (329,200,849,291 円) (2019年3月4日現在)
- ・発行可能上限
83,999,999.9076 LTC (2019年3月4日現在)
- ・一単元当たりの価値
変動する。1LTC 当たり 48.47 米ドル (5,421 円) (2019年3月4日現在)

(4)XRP : リップル(Ripple)

- ・仮想通貨の発行方法
Ripple, Inc が一元的に発行・管理する。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算及び価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行。
- ・取引の認証方法
台帳形式(リップル社独自)。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定。

- ・ 財産的価値の記録
パブリック型分散台帳上に電子データとして記録。
資金決済に関する法律第2条第5項第1号に定める仮想通貨。
- ・ 売買市場の有無
存在する（国内外の取引所で扱われている）。
- ・ 総発行量
41,432,141,931 XRP（2019年3月4日現在）
- ・ 時価総額
12,949,720,688 米ドル（1,449,970,232,009 円）（2019年3月4日現在）
- ・ 発行可能上限
100,000,000,000XRP（2019年3月4日現在）
- ・ 一単位当たりの価値
変動する。1XRP 当たり 0.31 米ドル（35 円）（2019年3月4日現在）

(5) BCH : ビットコインキャッシュ(Bitcoin Cash)

- ・ 仮想通貨の発行方法
発行者は存在せず、プログラムにより自動的に発行される。分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算及び価値記録を行う記録者への対価・代償として予め定められた額が発行。
- ・ 取引の認証方法
台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者及び移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定。
- ・ 財産的価値の記録
パブリック型ブロックチェーン上に電子データとして記録。
- ・ 法的性格
資金決済に関する法律第2条第5項第1号に定める仮想通貨
- ・ 売買市場の有無
存在する（国内外の取引所で扱われている）。
- ・ 総発行量
17,652,838 BCH（2019年3月4日現在）
- ・ 時価総額
2,325,678,103 米ドル（260,202,720,802 円）（2019年3月4日現在）
- ・ 発行可能上限
20,999,999.9769 BCH（2019年3月4日現在）
- ・ 一単位当たりの価値
変動する。1BCH 当たり 131.75 米ドル（14,739 円）（2019年3月4日現在）

5. 利用者に損失が生じるリスクについて

(1) 価値変動リスク

需給バランスや相場状況の変化により、急激に変動する可能性があるほか、価値がゼロになる可能性があります。

(2) サイバー攻撃のリスク

仮想通貨取引所等にサイバー攻撃がなされ、仮想通貨が流出するリスクがあります。たとえば、2018年1月に、サイバー攻撃の一つであるハッキングがなされ、日本の仮想通貨取引所から約580億円が流出した事例があります。

(3) 流動性リスク

注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。

(4) 決済完了性がないリスク

仮想通貨は、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。

(5) ハードフォークによる分岐リスク

ハードフォークにより仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。

(6) 51%攻撃リスク

悪意ある者がマイニングにおける計算能力の51%以上を有した場合、不正な取引が行われるリスクがあります。

(7) 秘密鍵漏洩に伴うリスク

第三者に秘密鍵を知られた場合には、第三者が利用者になりすまして送付指示を行うリスクがあります。

(8) 移転の記録が遅延するリスク

一旦、分岐したブロックの一方が否決された場合、否決されたブロックに収録された引は再び認証を得なければ、次の送金が行なえなくなるリスクがあります。また、記録者の目に留まらず、未承認データのまま放置されるリスクがあります。

なお、これらのリスクは、仮想通貨取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、取引に関して生じる一切のリスクを漏れなく提示したものではありません。また、当社はこれらのリスクに関して、当社に重大な過失もしくは故意がある場合を除き、利用者に損失が生じても、一切責任を負いません。

6. 分別管理方法

利用者から預かる金銭の管理方法

利用者が弊社口座に入金し、現金の残高が発生した時点から分別管理を開始し、現金

の残高がなくなった時点で終了します。「TaoTao 株式会社 顧客口」名義の住信 SBI ネット銀行口座の普通預金として、当社の金銭資産と分別管理します。照合は銀行の残高と当社システムの管理画面での利用者持分を照らし合わせる方法によって行います。差異が生じた場合は銀行残高を正しい値として管理画面の情報の精査を実施します。

(2)利用者から預かる仮想通貨の管理方法

利用者が取引所専用ウォレットに Bitcoin もしくは Ethereum を入庫し、残高が発生した時点から分別管理を開始し、残高がなくなった時点で終了します。取引所専用ウォレットは一部を除いて、インターネットから切り離されたコールド・ウォレットにて管理致します。

7. 手数料等

利用者から徴収する手数料その他の費用は別途定める「手数料一覧」に定めるとおりとします。

8. 苦情又は相談先

TaoTao 株式会社 カスタマー・サポート

お問い合わせサイト：<https://support.taotao-ex.com/hc/ja/requests/new>

E-Mail：support@taotao-ex.com

電話番号：0570-000987

当社は、社内規則「苦情・紛争処理規程」の定めに従って公正かつ的確に対応します。

9. 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関

当社は資金決済法に従い、金融 ADR 制度（訴訟手続きによらずに、民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、その解決を公正な第三者が関与して図る手続き）を導入しております。当社への苦情等については、当社の「苦情等相談窓口」のほか、次の窓口にお申し出ください。

東京弁護士会

紛争解決センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

東京弁護士会紛争解決センター 電話番号：03-3581-0031

月曜日～金曜日午前 9 時 30 分～12 時 午後 1 時～午後 3 時（祝祭日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

(2019年3月19日時点)

第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3595-8588

月曜日～金曜日午前10時～12時 午後1時～午後4時（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会

仲裁センター：東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号：03-3581-2249

月曜日～金曜日午前9時30分～12時 午後1時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会

所在地：東京都千代田区一番町18番地 川喜多メモリアルビル4階

電話番号：03-3222-1061

月曜日～金曜日午前9時30分～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）

また、リスク・コンプライアンス部の指導・監督の下で、弁護士会等が定める規則等を遵守し、弁護士会等が行うあっせん又は仲裁手続に従って、これに適切に協力し、紛争の解決に努めます。

10. 契約について

当社の仮想通貨交換業にかかわるサービスを利用される方は、利用登録が必要です。登録ユーザーとしての登録完了後、登録が取り消されるまで、当社サービスを利用することが可能です。

11. その他

当社サービスのご利用にあたり、利用者の皆様に遵守していただく事項及び当社と利用者の皆様との間の権利義務関係は、「サービス基本約款」、「仮想通貨売買取引約款（現物取引）」及び「仮想通貨売買取引約款（レバレッジ取引）」に定めこととします。